JBSA 事故防止対策特別規則

目的

1. この規則は、JBSAが主催する競技に適用する。

誓約書の提出

2. 競技に参加する選手は、登録の際に、ブラインド選手を含む全員がレース 委員会に誓約書(本規則の最後に添付)を提出しなければならない。

出場停止の罰則

3. 衝突・接触事故を起こしたチームは、主催者から、翌日の大会又は次回の 大会に出場停止の罰則を受けることがある。

風速によるリミット

4. 瞬間最大風速 10m/s(20 ノット)を越える場合で、レース委員長がレースを 行うことが困難と判断した場合、セーリング競技規則 27.3 を適用する。

報告書

5. レースに参加した艇のサイテッド・タクティシャン/スキッパーは、1 日の レース終了後、レース委員会に報告書 (レース委員会指定の用紙)を提出し なければならない。

ダメージ・デポジット

6. ダメージ・デポジットの徴収については、金額その他、その大会の実行委員会が決める。ダメージデポジットは衝突・接触事故の修理代にあてるが、 修理代がこれを越えた場合は、原則として、関係のチームが話し合い等により修理代を負担しなければならない。

保険

7. オーナーの保険は使用しない。 大会実行委員会が参加者の費用負担で保険を掛けることもある。

サイテッド・タクティシャン/スキッパーの乗船位置の制限

8. RC(レース・コミツティ)が Q 旗を揚げた場合は、サイテッド・タクティシャン/スキッパーはブラインド・ヘルムスの近くにいて、すぐにティラーを取れるようにしなければならない。

レース中止について

9. 大きな衝突事故が起きた場合は、大会会長の判断で大会そのものを中止することがある。

講習会の実施

10. 艇長会議の前または後に、衝突を防止するための安全講習会又は安全会議を実施する。

(以下 別紙)

誓約書

大会名 第12回全日本ブラインドセーリング選手権 大会会長 伊藤 常男 殿

- 1. セーリング競技規則及び JBSA 事故防止対策特別規則を遵守することを誓います。
- 2. レース中の衝突・接触事故により艇に損傷を与えた場合、当方の責任の度合いに従い弁償いたします。
- 3. 衝突の危険がある場合、権利艇であっても必ず回避行動を行います。

平成27年5月23日

チーム名				
氏	名			印
氏	名			印
<u>氏</u>	名			印
<u>氏</u>	名			印
代表者住所				
氏 名				
電話番号				